

暴風警報等に関する連絡

暴風警報及び特別警報が、豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、島本町(以上の10市町は「北大阪」と一括されることがあります。)及び、大阪市のうち、1つ以上の市町村に発令された場合、以下のように定める。

- ① 午前7時までに解除された場合は、平常通り授業を行う。
- ② 午前8時30分の時点で解除されていた場合は、3限より授業を開始する。
- ③ 午前10時の時点で解除されていた場合は、午後より授業を開始する。
- ④ 午前10時の時点で解除されていない場合は、休校とする。

上記の以外の市町村に暴風警報及び特別警報が発令された場合、当該市町村に居住している生徒および、当該市町村を経由して通学しなければならない生徒は、上記②～④に示されている時間帯について公欠とする。

注意)

1. 上記、豊中市から島本町までの10市町は、「北大阪」と一括される場合があります。「北大阪」に発令された場合は、10市町全てに発令されていることになります。
2. 台風の進路に注意し、ニュース・気象情報等を良く見るようにしてください。この連絡は、本校HPにも載せています。電話での問い合わせは控えてください。
3. 大雨によって、洪水、土砂災害が起こることもあります。危険な場所には近づかないようにしてください。
4. 本校は、大雨警報では休校措置を探っていません。

教務部